

国の責任認める 福島第一原発事故の 避難者訴訟で東京高裁判決

2021年2月19日 21時54分

東京新聞の報道



原発避難者訴訟の控訴審判決で勝訴し、垂れ幕を掲げる原告代理人の弁護士ら＝19日、東京・霞が関の東京高裁前で

東京電力福島第一原発事故後に福島県から千葉県などに避難した住民ら43人が国と東電に損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決で、東京高裁（白井幸夫裁判長）は19日、国の賠償責任を認めなかった一審の千葉地裁判決を変更し、国と東電双方の責任を認めた。東電に約2億7800万円、うち国に約1億3500万円を連帯して支払うよう命じた。

全国で約30件ある集団訴訟で、高裁判決は3例目。昨年9月の仙台高裁判決は国の責任を認めたが、今年1月、国の責任を認めた前橋地裁判決を東京高裁判決は覆した。今回の判断は国の責任を認める2例目の高裁判決となった。

◆津波対策命じなかった国は「著しく合理性欠く」と違法性認定

この日の判決は、国が2002年に公表した地震予測「長期評価」を「相応の科学的信頼性がある」と評価。国が津波対策の妥当性を判断する際に長期評価を重視しなかったことを「著しく合理性を欠く」と批判し、福島第一原発に大きな津波が到来する予見可能性があったと判断した。

その上で、防潮堤の設置などの措置を講じていれば「津波の影響は相当程度軽減され、全電源喪失の事態には至らなかった」と認定。国が規制しなかったことと事故との間に「責任を認めるに足りる因果関係がある」として「規制権限を行使しなかったことは国家賠償法上、違法だ」とした。

国の責任は東電と同程度としたが、原告のそれぞれへの請求額が異なるため、賠償額が異なった。

一審は「国は長期評価に基づき津波の発生を予見できた」としながらも「津波の規模の大きさから措置を講じても、原発事故を回避できなかった可能性がある」として国の責任を否定。東電にだけ約3億7600万円の賠償を命じていた。（山田雄之）

原発事故「国に責任」 市民団体がJR市川駅で訴え 来月19日、東京高裁判決

2021年1月31日 07時23分

東京新聞の報道

東京電力福島第一原発事故で、国と東電に損害賠償を求めた控訴審判決を前に、県内の有志でつくる市民団体「千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会」のメンバーが二十八日、JR市川駅（市川市）北口で街頭活動を行った。一審の千葉地裁では二〇一七年に第一陣、一九年に第二陣の判決があり、東京高裁で二月十九日に予定されるのは第一陣の判決。メンバーは「原発を推進してきた国に責任があるのは明らかだ」と、駅利用者や通行人に訴えた。（保母哲）



「避難者、被災者のための判決を」と呼び掛けるメンバー＝市川市で

◆「天災でなく人災」

原発事故発生から三月で十年を迎えるなか、福島県から各地へ避難した住民らの集団訴訟は各地で続いている。「原発被害の深刻さとともに、国や東電問題への関心が、市民の間で薄らいでいるのでは」。そんな危機感から、高裁判決を控えてメンバーは街頭に立つことにした。

参加したのは、原告団の弁護士をはじめ、各地から駆け付けた十人余。通行人にチラシを手渡ししながら、マイクを通して「住む場所、古里を追われた避難者のための補償を」「危険な原発と、私たちの暮らしは共存できない」などと訴えた。

支援する会運営委員の山本進さん（73）＝市川市在住＝は、国の責任を認めない判決が相次いでいることを引き合いに、「世論が盛り上がれば、裁判所も国の責任を認めざるを得なくなるはず」とみる。

「原発事故は、天災ではなく人災です」。宮城県内の友人が被災し、以来、津波被害や原発問題を注視してきた同じく運営委員の石川美知子さん（77）＝千葉市在住＝も、被災した多くの人へ思いを寄せる。

◆割れる司法判断

原発事故で国の責任に関する判決

	裁判所	国の責任
地裁	前橋 (2017年3月)	○
	千葉 (17年9月)	×
	福島 (17年10月)	○
	京都 (18年3月)	○
	東京 (18年3月)	○
	横浜 (19年2月)	○
	千葉 (19年3月)	×
	松山 (19年3月)	○
	名古屋 (19年8月)	×
	山形 (19年12月)	×
	札幌 (20年3月)	○
	福岡 (20年6月)	×
	仙台 (20年8月)	×
	東京 (20年10月)	×
高裁	仙台 (20年9月)	○
	東京 (21年1月)	×

※○＝あり、×＝なし

国の責任を巡って一七～二〇年にあった一審の地裁判決で、認めたのは七件、否定が七件。千葉地裁判決では、第一陣、第二陣訴訟とも認められなかった。

高裁でも判断が分かれている。二〇年九月の仙台高裁は国の責任を認めたものの、今年一月の東京高裁は認めず、住民の請求を退けた。二月十九日には、再び東京高裁で判決が言い渡される。

争点は「長期評価で大津波の発生を予見でき、原発事故を防げたか否か」。これまでの判決で、国の責任を認めた判決が「大津波は予見でき、東電に事故対策を命じれば福島原発の事故を防ぐことができた」と判断。一方、否定した判決では「実際の大津波を予見できたとは言い難く、東電に対

策を取らせなかったのは違法とはいえない」などとされた。

こうした裁判を傍聴などしてきた支援する会のメンバーは、一審判決で一七年三月の前橋地裁から一九年三月の千葉地裁・第二陣までの七件中、千葉の二

原発事故を巡る集団訴訟各地の判決	地裁判断	2017年 3月17日	前 橋	○	○ 認める × 認めず 東京電力の責任は各訴訟とも認める
		9月22日	千 葉	×	
		10月10日	福 島	○	
		18年 3月15日	京 都	○	
		16日	東 京	○	
		19年 2月20日	横 浜	○	
		3月14日	千 葉	×	
		26日	松 山	○	
		8月 2日	名古屋	×	
		12月17日	山 形	×	
		20年 3月10日	札 幌	○	
		6月24日	福 岡	×	
		8月11日	仙 台	×	
		10月 9日	東 京	×	
	高裁判断	2020年 9月30日	仙 台	○	
		21年 1月21日	東 京	×	
		2月19日	東 京	○	

件のみ国の責任が認められなかったことをいづかる。「千葉の判決が、各地の裁判に影響を与えている可能性もある」

高裁レベルで最初の判断となった仙台高裁判決を受け、国、住民側とも上告した。このため国の責任の有無は、最終的に最高裁で確定するまで続くとみられている。メンバーは「裁判官は良心に従って判断を」と話しながら、「多くの人がこの裁判に関心を持ってほしい」と呼び掛けている。

「津波に対する国の責任」判断割れる

争点は 2002 年の「長期評価」

原発避難民訴訟

2021年2月19日 21時57分

東京新聞の報道

福島第一原発事故を巡る一連の集団訴訟では、国の責任について判断が割れている。一審判決が出た14件で7件は国の責任を認める一方で、7件が否定。今回の判決で、高裁レベルでは3件のうち2件が国の責任を認めることになった。

一連の集団訴訟の争点は、政府の地震調査研究推進本部が2002年に公表した地震予測「長期評価」の信頼性だ。長期評価は「福島沖を含む日本海溝沿

いでマグニチュード（M）８級の津波地震が起きる可能性がある」と予測していた。

原告側は長期評価に基づき、国は東電に対策を講じさせるべきだったと主張。国は「専門家の間で消極的な評価がされていた」などとして、長期評価の信頼性を否定していた。



福島第一原発＝本社ヘリ「おおづる」から（１月２１日撮影）

国の責任を認めた仙台高裁判決は長期評価について、「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」と評価。他方、今年１月の東京高裁判決は「長期評価から実際の津波の発生を予見できたとは言えない」と信頼性を否定した。

この日の判決では、長期評価について「相応の科学的信頼性のある知見」と評価。「長期評価を基礎として福島第一原発に到来する可能性のある津波を評価すべきだった」として、国の予見可能性を認定した。

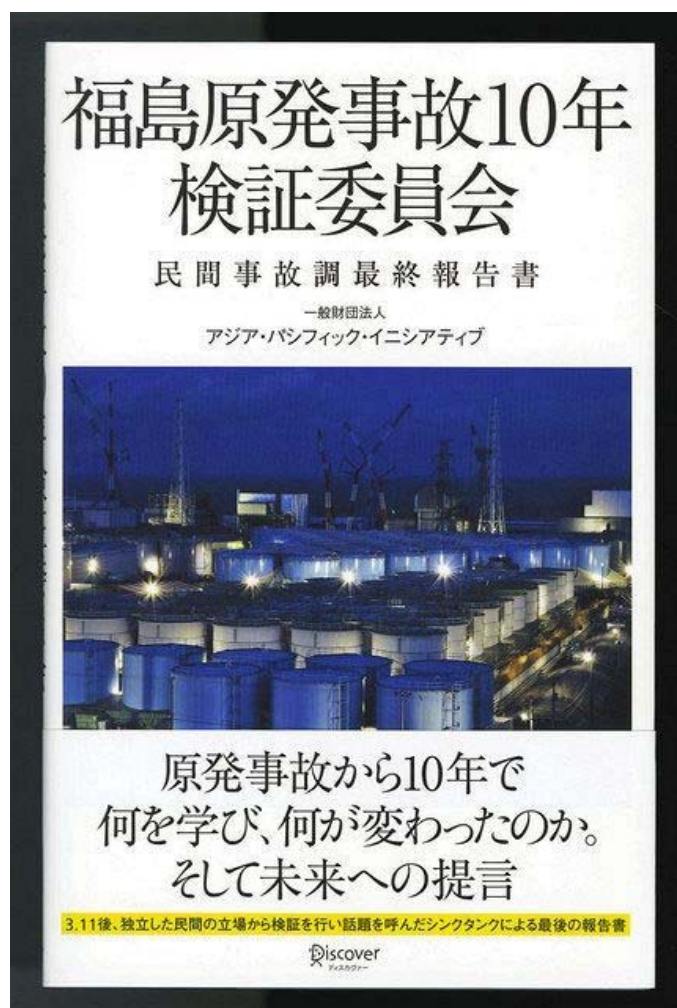
判決後、東京都内で会見した原告弁護団の滝沢信事務局長は「東京高裁は長期評価の信頼性を明確に認めた。各地で行われている訴訟への影響は大きいと思う」と評価した。

仙台、東京高裁で先に判決が出ていた訴訟は上告されており、最高裁が最終的に統一判断を示すとみられる。（山田雄之）

原発の「安全神話」再生産に警鐘鳴らす 福島 第一原発事故から 10 年で民間事故調が報告書 を出版

2021 年 2 月 19 日 21 時 46 分

東京新聞の報道



福島原発事故 10 年検証委員会がまとめた「民間事故調最終報告書」

東京電力福島第一原発事故後の課題を検証した民間有識者による「福島原発事故 10 年検証委員会」が 19 日、最終報告書を刊行した。原発の再稼働が進む中、電力会社側に「(事故後にできた新しい) 規制基準に適合するだけで事足りりとする発想がある」と指摘。安全追求をおろそかにして起きた事故の教訓が生かされていない、と批判した。(小野沢健太)

検証委は、2012 年 2 月に事故調査報告書を発表した民間事故調で作業に当たった鈴木

一人東京大教授(国際政治)が座長を務め、シンクタンクの研究員ら 8 人で構成。事故の教訓が、電力各社の対策や原子力行政に生かされているかを検証課題とし、19 年 8 月～20 年 3 月に東電や規制委事務局、国会議員ら 37 人に聞き取りした。

報告書では、政府が「世界一厳しい」とする原発の新規制基準が導入された結

果、「もう事故は起こらない」との印象が国民に広がり、「新たな安全神話を再生産してしまった」と警鐘を鳴らしている。

事故後に、原発を推進する経済産業省から独立して発足した原子力規制委員会が、新基準を細部まで守るよう求め、電力会社側も要求に応えることが目的化してしまい、「規制当局と事業者が対等に安全向上を議論する機運が生まれなかった」と指摘した。

例えば、検証委は、東電が再稼働を目指す柏崎刈羽原発（新潟県）を調査。非常時に原子炉などへ注水する消防車 42 台が、10 台ほどずつ固まって並んでいることに対し、地震や津波で同時に使えなくなるリスクを避けるための「分散化が不十分」と問題視した。

東電は検証委への回答で「基準に適合していると確認されている。同じ原因で軒並みに機能を失うことはない」と、規制委のお墨付きを理由に正当化。これに対して検証委は「規制要求の有無にかかわらず、リスクを低減するために合理的な方法を追求する姿勢であるべきだ」と批判した。

報告書は市販されており、B5 判変形、312 ページ。税抜き 2500 円。